

東京圏から岡山県へ移住される方へ 移住支援金 最大100万円を支給します

対象となる方(次の要件を全て満たす方が移住支援金の対象となります。)

東京23区の在住者

直近5年以上、東京23区内に在住していた方

又は

東京圏^{※1}から東京23区への通勤者

直近5年以上、東京圏(条件不利地域を除く)に在住し、東京23区内に通勤^{※2}していた方

岡山県内の市町村^{※3}へ移住し、転入先の市町村に5年以上継続して居住する意思のある方

令和元(2019)年7月16日以降に移住すること

岡山県マッチングサイト

「晴れの国で働く!
岡山県しごと情報サイト」の移住支援金対象求人に新規就業^{※4※5}した方

※1 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県。

※2 雇用者としての通勤の場合は、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

※3 岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町、吉備中央町

※4 次の法人は対象になりません。

・官公庁、資本金10億円以上の法人、みなしだ企業、本店所在地が東京圏(条件不利地域を除く)の法人、雇用保険の適用外事業主、風俗営業者、反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人 等

※5 以下の要件を全て満たす就業である必要があります。

・就業者にとって3親等以内の親族関係にある者が代表者、取締役などの経営を担う職務を行っている法人への就業でないこと。

・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。

・求人への応募日が、マッチングサイトに求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

・当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就業であること。

支給金額

- ・2人以上の世帯の場合、100万円
- ・単身の場合、60万円

申請できる期間

対象求人に在職後3か月以上で、移住後3か月以上1年以内の期間

申請手続き

申請手続きの詳細は、移住先の市町村にお問い合わせください。

次のような場合には、移住支援金の返還を求めることがあります。

・虚偽の申請等をした場合

・移住支援金の申請日から5年以内に岡山県外へ転出した場合

・移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 等

移住支援金の交付までの流れ

